

第1号様式の6

(植物の植栽又は播種の場合)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
申請者  
氏名 (印)  
(連絡電話番号)

自然保存地区の特別地区内行為許可申請書

山梨県自然環境保全条例第13条第3項の規定により、次の行為を行うことを許可してください。

目的		
行為地	市 町 郡 村	大字 字 番地 地目
行為地及びその付近の状況		
施行方法	面積	平方メートル
	種類	
	数量	
	方法	
	管理方法	
予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
添付図面	付近位置図、平面図	
備考		

- (注) 1 申請者住所氏名は法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。  
2 「備考」欄には、他の法令により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進行状況を記載すること。

第1号様式の7

(動物の放出の場合)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
申請者 氏名 (印)  
(連絡電話番号)

自然保存地区の特別地区内行為許可申請書

山梨県自然環境保全条例第13条第3項の規定により、次の行為を行うことを許可してください。

目的		
行為地	市 町 大字 字 番地 地目 郡 村	
行為地及びその付近の状況		
施行方法	動物の種類	
	放出数量	
	放出の方法	
	管理方法	
予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
添付図面	付近位置図、平面図	
備考		

- (注) 1 申請者住所氏名は法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。  
2 「備考」欄には、他の法令により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進行状況を記載すること。

第七号様式中「一」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第三条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表みどり自然課の項第二号3中「第七条第二項」を「第九条第一項」に改め、同号4中「第八条第二項」を「第九条第三項において準用する同条第一項」に改め、同号5中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号6中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同号31中「第三十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号31を同号39とし、同号30中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号30を同号38とし、同号29中「第三十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同号29を同号37とし、同号28中「第二十九条」を「第三十六条」に改め、同号28を同号36とし、同号27中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号27を同号35とし、同号26中「第二十三条(第二十四条)」を「第三十条(第三十一条)」に改め、同号26を同号34とし、同号25中「第二十一条第一項(第二十四条)」を「第二十八条第二項(第三十一条)」に改め、同号25を同号33とし、同号24中「第二十条第五項(第二十四条)」を「第二十七条第五項(第三十一条)」に改め、同号24を同号32とし、同号23中「第二十条第四項(第二十四条)」を「第二十七条第四項(第三十一条)」に改め、同号23を同号31とし、同号22中「第二十条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号22を同号30とし、同号21中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号21を同号29とし、同号20中「第十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号20を同号28とし、同号19中「第十七条第一項」を「第二十四条第二項」に改め、同号19を同号27とし、同号18中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号18を同号26とし、同号17中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号17を同号25とし、同号16中「第二十六条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同号16を同号24とし、同号15中「第二十六条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同号15を同号23とし、同号14中「第十五条第六項」を「第二十二条第六項」に改め、同号14を同号22とし、同号13中「第十五条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同号13を同号21とし、同号12中「第十五条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号12を同号20とし、同号11中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同号11を同号19とし、同号10中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同号10を同号18とし、同号9中「第十三条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同号9を同号17とし、同号8中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号8を同号16とし、同号7中「第十一条」を「第十八条」に改め、同号7を同号15とし、

同号6の次に次のように加える。

7	第十条第六項の規定による公園事業の執行の変更の同意及び認可			
8	第十一条の規定による公共団体以外の者に対する改命令			
9	第十二条第一項の規定による公園事業者の地位の承継の同意及び承認			
10	第十二条第二項の規定による公園事業者の地位の承継の承認			
11	第十四条第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消し			
12	第十五条第一項の規定による原状回復命令等			
13	第十五条第二項の規定による原状回復等			
14	第十六条第一項の規定による公共団体以外の者に対する報告の徴収及び立入検査			

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県立自然公園条例施行規則(以下「旧自然公園条例施行規則」という。)(の規定により提出されている申請書、協議書又は届出書及びこれらの添付書類は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(以後は、第一条の規定による改正後の山梨県立自然公園条例施行規則(以下「新自然公園条例施行規則」という。)(の相当地に基づいて提出されている申請書、協議書又は届出書及びこれらの添付書類と

- 3 施行日前に旧自然公園条例施行規則第五条（旧自然公園条例施行規則第十五条の二において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例（平成二十三年山梨県条例第十四号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正前の山梨県立自然公園条例（以下「旧自然公園条例」という。）第九条第二項若しくは第三項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた旧自然公園条例施行規則第四条第七号の施設については、改正条例第一条の規定による改正後の山梨県立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）第十条第四項第五号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。
- 5 この規則の施行の際現に旧自然公園条例施行規則第七条の規定により届け出なければならぬこととされている管理又は経営の方法の変更については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧自然公園条例施行規則第八条第一項（旧自然公園条例施行規則第十五条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧自然公園条例施行規則第八条第一項の規定によりされた承認又は同意（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、新自然公園条例第十条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。
- 8 この規則の施行の際現に旧自然公園条例施行規則第九条の規定により申請しなければならぬこととされている供用開始期日の延期等の承認申請書については、なお従前の例による。
- 9 施行日前に旧自然公園条例施行規則第十条（旧自然公園条例施行規則第十五条の二において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新自然公園条例第十三条の規定によりされた届出とみなす。
- 10 施行日前に旧自然公園条例第九条第三項の認可を受けた者（施行日以後に附則第二項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新自然公園条例第十四条第三項の規定の適用については、旧自然公園条例施行規則第十二条の規定により付された条件は、新自然公園条例第十条第十項の規定により付された条件とみなす。
- 11 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）が施行日前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。
- 12 施行日前に発生した事項につき旧自然公園条例施行規則第十五条（旧自然公園条例施行規則第十五条の二において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 13 新自然公園条例施行規則第十六条の規定は、施行日以後に新自然公園条例第二十条第四項の規定によりされる許可の申請について適用し、施行日前に旧自然公園条例第十三条第四項の規定によりされた許可の申請については、なお従前の例による。
- 14 施行日前に旧自然公園条例施行規則第二十一条第一項の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 15 第二条の規定による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則第三条の五の規定は、施行日以後に改正条例第二条による改正後の山梨県自然環境保全条例第十三条第三項の規定によりされる許可の申請について適用し、施行日前に改正条例第二条の規定による改正前の自然環境保全条例第十三条第三項の規定によりされた許可の申請については、なお従前の例による。
- 16 施行日前に第二条の規定による改正前の山梨県自然環境保全条例施行規則第十三条の規定により提出された申請書は、第二条の規定による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則第十三条の規定により提出された申請書とみなす。